

※平成 29 年 4 月 1 日ご利用分より新価格となります。こちらの用紙をご使用ください。

(株)産業貿易センター 御中

横浜市中区山下町 2 番地

Tel:045-671-7111 Fax:045-671-7116

No. _____

会議室利用申込書

会議室利用規則を了承し、利用関係者に周知の上、下記の内容にて(株)産業貿易センター会議室の利用申込みを致します。

申込日：平成 年 月 日

ご利用部屋番号		<input type="checkbox"/> 302 号室	<input type="checkbox"/> B102 号室
お申込者	お名前 (団体・会社名)		
	ご担当者	(印)	
	ご住所	〒 _____	
	TEL	()	
	FAX	()	
	請求先名・住所 (上記と異なる場合)		
会議内容	会議の名称		
	案内板記載内容 (名称と異なる場合)		
	利用日時	月 日() 時 分～ 時 分	
	利用人員	名	
お支払い方法		<input type="checkbox"/> 当日現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込 ※ご使用月末に請求書を送付致します	

ご利用内容チェック欄 (必ず該当欄に○印でチェックをしてください。)

お部屋

(税込)

	全日 9:00～17:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間※ 18:00～21:00
302 号室	¥27,000	¥11,880	¥15,120	¥10,800
B102 号室	¥19,500	¥9,100	¥10,400	¥7,800

※夜間については別途時間外空調料金が発生する場合があります。

貸出備品

(税込)

マイク (2本で1セット)		データプロジェクタ (スクリーン付)		スクリーン		ビデオ用 TV			
1	¥3,240	2	¥6,480		¥5,400		¥2,160		¥1,080

特記：私は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。

※お弁当等の出前は『当ビル内飲食店のみ』ご利用可能です。

※ゴミはお持ち帰りください。

全ての項目に漏れなくご記入願います。

平成 28 年 12 月 28 日

貸会議室利用者 各位

株式会社産業貿易センター
営業・設備グループ

B102 会議室使用料の改定について（お知らせ）

日頃より、弊社の貸会議室をご利用いただくとともに、その運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、B102 会議室は、開設以来 28 年間にわたり、使用料を据え置いたまま、今日に至っております。その間、種々の経費削減に努めてまいりましたが、今後も支出増が見込まれる中、その削減も限界に近づいております。

一方、同会議室では、室内の不具合にその都度、小破修繕等で対処してきたものの、大規模な改修を見送ってまいりました。

今回、上記のような状況に鑑み、ご利用の皆様にとって使い勝手の良い会議室を目指して、年度末までに「会議室内のリフォーム」と「机・椅子・マイク設備等の一新」を行い、これを機に、下記のように平成 29 年度から使用料を改定させていただくことといたしました。

何卒、事情をご賢察の上、引き続き弊社の貸会議室をご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 改定実施 平成 29 年 4 月 1 日 ご利用分から
- 2 受付開始 平成 29 年 2 月 1 日 受付開始分から
- 3 改定後使用料

(税込み)

	全日 9:00～17:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
B1F B102 号室	¥19,500	¥9,100	¥10,400	¥7,800

※ 各利用時間帯の前後（各 30 分間）は、「夜間」の終了後（21:00～）を除き、準備又は片付け用に、無償でご利用いただけることとしています。
なお、詳細は、会議室受付担当までご確認をお願いいたします。